

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5313401号
(P5313401)

(45) 発行日 平成25年10月9日(2013.10.9)

(24) 登録日 平成25年7月12日(2013.7.12)

(51) Int.Cl.

G03F 1/32 (2012.01)
H01L 21/027 (2006.01)

F 1

G03F 1/32
H01L 21/30 502 P

請求項の数 19 (全 18 頁)

(21) 出願番号 特願2012-509319 (P2012-509319)
 (86) (22) 出願日 平成23年4月8日 (2011.4.8)
 (86) 国際出願番号 PCT/JP2011/002090
 (87) 国際公開番号 WO2011/125337
 (87) 国際公開日 平成23年10月13日 (2011.10.13)
 審査請求日 平成24年7月30日 (2012.7.30)
 (31) 優先権主張番号 特願2010-90435 (P2010-90435)
 (32) 優先日 平成22年4月9日 (2010.4.9)
 (33) 優先権主張国 日本国 (JP)

(73) 特許権者 000113263
 HOYA株式会社
 東京都新宿区中落合2丁目7番5号
 (74) 代理人 100103676
 弁理士 藤村 康夫
 (72) 発明者 野澤 順
 日本国東京都新宿区中落合2丁目7番5号
 HOYA株式会社内
 (72) 発明者 宍戸 博明
 日本国東京都新宿区中落合2丁目7番5号
 HOYA株式会社内
 (72) 発明者 酒井 和也
 日本国東京都新宿区中落合2丁目7番5号
 HOYA株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】位相シフトマスクブランク及びその製造方法、並びに位相シフトマスク

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

A r F エキシマレーザー露光光が適用される位相シフトマスクを作製するために用いられる位相シフトマスクブランクであって、

透光性基板上に、光半透過膜を備え、

前記光半透過膜は、遷移金属(M)、ケイ素及び窒素を主成分とする不完全窒化物膜からなり、

前記光半透過膜の遷移金属とケイ素との間における遷移金属の含有比率が9%未満であり、

前記不完全窒化膜は、M-N結合及びM-Si結合を含み、M-Si結合がM-N結合よりも相対的に多く含むことを特徴とする位相シフトマスクブランク。

【請求項 2】

前記光半透過膜の遷移金属とケイ素との間における遷移金属の含有比率が2%以上であることを特徴とする請求項1記載の位相シフトマスクブランク。

【請求項 3】

前記遷移金属は、モリブデンであり、

前記不完全窒化膜は、Mo-N結合及びMo-Si結合を含み、Mo-Si結合がMo-N結合よりも相対的に多く含むことを特徴とする請求項1又は2記載の位相シフトマスクブランク。

【請求項 4】

10

20

前記遷移金属は、モリブデンであり、

前記不完全窒化膜は、S i - N結合及びM o - S i結合を主として含むことを特徴とする請求項1から3のいずれかに記載の位相シフトマスクプランク。

【請求項5】

前記光半透過膜の前記露光光の波長に対する透過率が4%以上9%未満であることを特徴とする請求項1から4のいずれかに記載の位相シフトマスクプランク。

【請求項6】

前記光半透過膜の窒素の含有量は、40原子%以上47原子%以下であることを特徴とする請求項1から5のいずれかに記載の位相シフトマスクプランク。

【請求項7】

前記遷移金属は、モリブデンであることを特徴とする請求項1から6のいずれかに記載の位相シフトマスクプランク。

10

【請求項8】

前記光半透過膜の膜厚は、75nm以下であることを特徴とする請求項1から7のいずれかに記載の位相シフトマスクプランク。

【請求項9】

A r Fエキシマレーザー露光光が適用される位相シフトマスクを作製するために用いられる位相シフトマスクであって、

透光性基板上に、光半透過膜パターンを備え、

前記光半透過膜パターンは、遷移金属(M)、ケイ素及び窒素を主成分とする不完全窒化物膜からなり、

20

前記光半透過膜パターンにおける遷移金属とケイ素との間における遷移金属の含有比率が9%未満であり、

前記不完全窒化膜は、M - N結合及びM - S i結合を含み、M - S i結合がM - N結合よりも相対的に多く含むことを特徴とする位相シフトマスク。

【請求項10】

前記光半透過膜パターンにおける遷移金属とケイ素との間における遷移金属の含有比率が2%以上であることを特徴とする請求項9記載の位相シフトマスク。

【請求項11】

前記遷移金属は、モリブデンであり、

30

前記不完全窒化膜は、M o - N結合及びM o - S i結合を含み、M o - S i結合がM o - N結合よりも相対的に多く含むことを特徴とする請求項9又は10記載の位相シフトマスク。

【請求項12】

前記遷移金属は、モリブデンであり、

前記不完全窒化膜は、S i - N結合及びM o - S i結合を主として含むことを特徴とする請求項9から11のいずれかに記載の位相シフトマスク。

【請求項13】

前記光半透過膜パターンにおける窒素の含有量は、40原子%以上47原子%以下であることを特徴とする請求項9から12のいずれかに記載の位相シフトマスク。

40

【請求項14】

前記遷移金属は、モリブデンであることを特徴とする請求項9から13のいずれかに記載の位相シフトマスク。

【請求項15】

前記光半透過膜パターンの膜厚は、75nm以下であることを特徴とする請求項9から14のいずれかに記載の位相シフトマスク。

【請求項16】

A r Fエキシマレーザー露光光が適用される位相シフトマスクを作製するために用いられる位相シフトマスクプランクの製造方法であって、

窒素ガスを含む雰囲気中でスパッタリングを行うことによって、透光性基板上に、遷移

50

金属(M)、ケイ素及び窒素を主成分とする光半透過膜を成膜する工程を備え、

前記雰囲気中の窒素ガスの流量は、前記遷移金属及びケイ素を完全に窒化する流量よりも少ない流量であり、かつM-N結合及びM-Si結合を含み、M-Si結合がM-N結合よりも相対的に多く含む不完全窒化膜が形成されることを特徴とする位相シフトマスクプランクの製造方法。

【請求項17】

前記雰囲気中の窒素ガスの流量は、前記遷移金属及びケイ素を完全に窒化する流量に対して、70%を超える95%未満の流量であることを特徴とする請求項16記載の位相シフトマスクプランクの製造方法。

【請求項18】

請求項1記載の位相シフトマスクプランクを用いて製造された転写用マスクを用い、半導体ウェハ上に回路パターンを形成することを特徴する半導体デバイスの製造方法。

10

【請求項19】

請求項9記載の位相シフトマスクを用い、半導体ウェハ上に回路パターンを形成することを特徴する半導体デバイスの製造方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、耐光性を向上させたマスクプランク及びその製造方法、並びに位相シフトマスクに関する。特に、波長200nm以下の短波長の露光光を露光光源とする露光装置に好適に用いられる位相シフトマスクを作製するために用いられる位相シフトマスクプランク及びその製造方法、並びに位相シフトマスクに関する。

20

【背景技術】

【0002】

一般に、半導体装置の製造工程では、フォトリソグラフィー法を用いて微細パターンの形成が行われている。また、この微細パターンの形成には通常何枚もの転写用マスクと呼ばれている基板が使用される。この転写用マスクは、一般に透光性のガラス基板上に、金属薄膜等からなる微細パターンを設けたものであり、この転写用マスクの製造においてもフォトリソグラフィー法が用いられている。

【0003】

30

フォトリソグラフィー法による転写用マスクの製造には、ガラス基板等の透光性基板上に転写パターン(マスクパターン)を形成するための薄膜(例えば遮光膜など)を有するマスクプランクが用いられる。このマスクプランクを用いた転写用マスクの製造は、マスクプランク上に形成されたレジスト膜に対し、所望のパターン描画を施す露光工程と、所望のパターン描画に従って前記レジスト膜を現像してレジストパターンを形成する現像工程と、レジストパターンに従って前記薄膜をエッチングするエッチング工程と、残存したレジストパターンを剥離除去する工程と、を有して行われている。上記現像工程では、マスクプランク上に形成されたレジスト膜に対し所望のパターン描画を施した後に現像液を供給して、現像液に可溶なレジスト膜の部位を溶解し、レジストパターンを形成する。また、上記エッチング工程では、このレジストパターンをマスクとして、ドライエッチング又はウエットエッチングによって、レジストパターンの形成されていない薄膜が露出した部位を溶解し、これにより所望のマスクパターンを透光性基板上に形成する。こうして、転写用マスクが出来上がる。

40

【0004】

半導体装置のパターンを微細化するに当たっては、転写用マスクに形成されるマスクパターンの微細化に加え、フォトリソグラフィーで使用される露光光源波長の短波長化が必要となる。半導体装置製造の際の露光光源としては、近年ではKrFエキシマレーザー(波長248nm)から、ArFエキシマレーザー(波長193nm)へと短波長化が進んでいる。

【0005】

50

また、転写用マスクの種類としては、従来の透光性基板上にクロム系材料からなる遮光膜パターンを有するバイナリマスクのほかに、ハーフトーン型位相シフトマスクが知られている。このハーフトーン型位相シフトマスクは、透光性基板上に光半透過膜からなる位相シフト膜を有する構造のもので、この光半透過膜からなる位相シフト膜は、実質的に露光に寄与しない強度の光（例えば、露光波長に対して1%～20%）を透過させ、所定の位相差を有するものである。このハーフトーン型位相シフトマスクは、位相シフト膜をパターニングした位相シフト部と、位相シフト膜が形成されていない実質的に露光に寄与する強度の光を透過させる光透過部とによって、位相シフト部を透過した光の位相が光透過部を透過した光の位相に対して実質的に反転した関係になるようにすることによって、位相シフト部と光透過部との境界部近傍を通過し回折現象によって互いに相手の領域に回り込んだ光が互いに打ち消しあうようにし、境界部における光強度をほぼゼロとし境界部のコントラスト即ち解像度を向上させるものである。この位相シフト膜の材料としては、モリブデンとケイ素を含む材料であるモリブデンシリサイドの化合物が広く用いられている。

【0006】

【特許文献1】特開2002-156742号公報

【特許文献2】特開2002-258455号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

ところが、近年の露光光源波長の短波長化に伴い、転写用マスクの繰返し使用によるマスク劣化が顕著になってきた。特に位相シフトマスクの場合、露光光源のArFエキシマレーザー（波長193nm）照射により、透過率や位相差の変化が起こり、さらに線幅が変化する（太る）という現象も発生している。位相シフトマスクの場合、このような透過率、位相差の変化はマスク性能に影響を与える重要な問題である。透過率の変化が大きくなると転写精度が悪化すると共に、位相差の変化が大きくなると、パターン境界部における位相シフト効果が得られにくくなり、パターン境界部のコントラストが低下し、解像度が大きく低下してしまう。また、線幅変化も位相シフトマスクのCD精度、最終的には転写されるウェハのCD精度を悪化させることになる。

【0008】

本発明者の検討によれば、このような転写用マスクの繰返し使用によるマスク劣化の問題の背景は次のように推察される。従来は、例えばヘイズが発生するとヘイズを除去するための洗浄を行っていたが、洗浄による膜減り（溶出）は避けられず、いわば洗浄回数がマスク寿命を決定していた。しかし、近年のヘイズの改善によって洗浄回数が低減したため、マスクの繰返し使用期間が延び、その分露光時間も延びたため、特にArFエキシマレーザーなどの短波長光に対する耐光性の問題が新たに顕在化してきた。

【0009】

さらに、パターンの微細化に伴い、転写用マスクの製造コストが上昇してきていることから、転写用マスクの長寿命化のニーズが高まってきており、転写用マスクの耐薬性や耐温水性についても更なる向上が求められている。

【0010】

従来においても、位相シフト膜の露光光照射による透過率や位相差の変化を抑制するために、例えば、金属及びシリコンを主成分とする位相シフト膜を大気中又は酸素雰囲気中で250～350、90～150分加熱処理すること（例えば上記特許文献1）や、金属及びシリコンを主成分とする位相シフト膜上に金属及びシリコンを主成分とするキャップ層を形成すること（例えば上記特許文献2）は行われていたが、近年の露光光源の短波長化が進む中で、露光光に対する膜の耐光性の更なる向上が求められている。

【0011】

そこで本発明は、従来の課題を解決するべくなされたものであり、その目的とするところは、波長200nm以下の露光光に対する遷移金属、ケイ素及び窒素を主成分とする材

10

20

30

40

50

料からなる光半透光膜の耐光性を向上させ、マスク寿命を改善できる位相シフトマスクブランク及びその製造方法、並びに位相シフトマスクを提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0012】

本発明者は、露光光源波長の短波長化に伴い、転写用マスクの繰返し使用による劣化が顕著になってきた要因を以下のように推測した。なお、本発明は、実施例で述べるよう、本願発明者らの鋭意努力による実験の結果から、本発明の所定の構成を有することにより本発明の効果を奏することが明らかとなったものなので、以下に述べる推測に拘束されるものではない。

【0013】

本発明者は、繰返し使用によって透過率や位相差変化が生じたMoSi系材料からなるハーフトーン型位相シフトマスクのハーフトーン型位相シフト膜パターンを調べた結果、MoSi系膜の表層側にSiとO、若干のMoを含む変質層ができており、これが透過率や位相差の変化、線幅の変化（太り）の主な原因の一つであることが判明した。そして、このような変質層が生じる理由（メカニズム）は次のように考えられる。すなわち、従来のスパッタ成膜されたMoSi系膜（位相シフト膜）は構造的には隙間があり、成膜後にアニールしたとしてもMoSi膜の構造の変化が小さいため、位相シフトマスクの使用過程においてこの隙間に、例えば大気中の酸素(O₂)や水(H₂O)、酸素(O₂)がArFエキシマレーザーと反応することによって発生するオゾン(O₃)等が入り込んで、位相シフト膜を構成するSiやMoと反応する。つまり、このような環境で位相シフト膜を構成するSi及びMoは露光光（特にArFなどの短波長光）の照射を受けると励起され遷移状態となり、Siが酸化及び膨張する（SiよりもSiO₂の体積が大きいため）と共に、Moも酸化して位相シフト膜の表層側に変質層が生成される。そして位相シフトマスクの繰返し使用により、露光光の照射を累積して受けると、Siの酸化及び膨張がさらに進行すると共に、酸化されたMoは変質層中を拡散し、表面に析出して、例えばMoO₃となって昇華し、その結果、変質層の厚みが次第に大きくなる（MoSi膜中での変質層の占める割合が大きくなる）ものと考えられる。このような変質層が発生し、さらに拡大していく現象は、位相シフト膜を構成するSiやMoの酸化反応のきっかけとなるこれらの構成原子が励起され遷移状態となるのに必要なエネルギーを有するArFエキシマレーザー等の短波長の露光光の場合に顕著に確認される。このような現象は、MoSi系材料に限られたものではなく、他の遷移金属とケイ素を含む材料からなる位相シフト膜でも同様のことがいえる。

【0014】

本発明者は、以上の解明事実、考察に基づき、さらに鋭意研究を続けた。その結果、遷移金属（M）とケイ素との間における遷移金属（M）が9%未満の不完全窒化物膜とすることによって、遷移金属（M）が9%未満の完全窒化物膜の場合等に比べ、膜中に含まれるM-N結合を相対的に低減することができ、これによって、遷移金属が酸化して光半透過膜の表層に析出するのを抑制することが可能となること、具体的には、驚くべきこと、変質層の形成に基づく膜厚変化をゼロに抑えることが可能となり、耐光性を顕著に改善できること、を見出し、本発明を完成したものである。

【0015】

本発明は以下の構成を有する。

（構成1）

ArFエキシマレーザー露光光が適用される位相シフトマスクを作製するために用いられる位相シフトマスクブランクであって、

透光性基板上に、光半透過膜を備え、

前記光半透過膜は、遷移金属、ケイ素及び窒素を主成分とする不完全窒化物膜からなり、

前記光半透過膜の遷移金属とケイ素との間における遷移金属の含有比率が9%未満であることを特徴とする位相シフトマスクブランク。

10

20

30

40

50

(構成 2)

前記光半透過膜の遷移金属とケイ素との間における遷移金属の含有比率が 2 % 以上であることを特徴とする構成 1 記載の位相シフトマスクプランク。

(構成 3)

前記不完全窒化膜は、 Mo - N 結合及び Mo - Si 結合を含み、 Mo - Si 結合が Mo - N 結合よりも相対的に多く含むことを特徴とする構成 1 又は 2 記載の位相シフトマスクプランク。

(構成 4)

前記不完全窒化膜は、 Si - N 結合及び Mo - Si 結合を主として含むことを特徴とする構成 1 から 3 のいずれかに記載の位相シフトマスクプランク。

10

(構成 5)

前記光半透過膜の前記露光光の波長に対する透過率が 4 % 以上 9 % 未満であることを特徴とする構成 1 から 3 のいずれかに記載の位相シフトマスクプランク。

(構成 6)

前記光半透過膜の窒素の含有量は、 40 原子 % 以上 47 原子 % 以下であることを特徴とする構成 1 から 5 のいずれかに記載の位相シフトマスクプランク。

(構成 7)

前記遷移金属は、モリブデンであることを特徴とする構成 1 から 6 のいずれかに記載の位相シフトマスクプランク。

(構成 8)

前記光半透過膜の膜厚は、 75 nm 以下であることを特徴とする構成 1 から 7 のいずれかに記載の位相シフトマスクプランク。

20

(構成 9)

ArF エキシマレーザー露光光が適用される位相シフトマスクを作製するために用いられる位相シフトマスクであって、

透光性基板上に、光半透過膜パターンを備え、

前記光半透過膜パターンは、遷移金属、ケイ素及び窒素を主成分とする不完全窒化物膜からなり、

前記光半透過膜パターンにおける遷移金属とケイ素との間における遷移金属の含有比率が 9 % 未満であることを特徴とする位相シフトマスク。

30

(構成 10)

前記光半透過膜パターンにおける遷移金属とケイ素との間における遷移金属の含有比率が 2 % 以上であることを特徴とする構成 9 記載の位相シフトマスク。

(構成 11)

前記不完全窒化膜は、 Mo - N 結合及び Mo - Si 結合を含み、 Mo - Si 結合が Mo - N 結合よりも相対的に多く含むことを特徴とする構成 9 又は 10 記載の位相シフトマスク。

(構成 12)

前記不完全窒化膜は、 Si - N 結合及び Mo - Si 結合を主として含むことを特徴とする構成 9 から 11 のいずれかに記載の位相シフトマスク。

40

(構成 13)

前記光半透過膜パターンにおける窒素の含有量は、 40 原子 % 以上 47 原子 % 以下であることを特徴とする構成 9 から 12 のいずれかに記載の位相シフトマスク。

(構成 14)

前記遷移金属は、モリブデンであることを特徴とする構成 9 から 13 のいずれかに記載の位相シフトマスク。

(構成 15)

前記光半透過膜パターンの膜厚は、 75 nm 以下であることを特徴とする構成 9 から 14 のいずれかに記載の位相シフトマスク。

(構成 16)

50

A r F エキシマレーザー露光光が適用される位相シフトマスクを作製するために用いられる位相シフトマスクプランクの製造方法であって、

窒素ガスを含む雰囲気中でスパッタリングを行うことによって、透光性基板上に、遷移金属、ケイ素及び窒素を主成分とする光半透過膜を成膜する工程を備え、

前記雰囲気中の窒素ガスの流量は、前記遷移金属及びケイ素を完全に窒化する流量よりも少ない流量であることを特徴とする位相シフトマスクプランクの製造方法。

(構成 17)

前記雰囲気中の窒素ガスの流量は、前記遷移金属及びケイ素を完全に窒化する流量に対して、70%を超える95%未満の流量であることを特徴とする構成16記載の位相シフトマスクプランクの製造方法。

10

(構成 18)

構成1記載の位相シフトマスクプランクを用いて製造された転写用マスクを用い、半導体ウェハ上に回路パターンを形成することを特徴する半導体デバイスの製造方法。

(構成 19)

構成9記載の位相シフトマスクを用い、半導体ウェハ上に回路パターンを形成することを特徴する半導体デバイスの製造方法。

【0016】

以下、本発明について詳細に説明する。

【0017】

本発明は、構成1にあるように、A r F エキシマレーザー露光光が適用される位相シフトマスクを作製するために用いられる位相シフトマスクプランクであって、

20

透光性基板上に、光半透過膜を備え、

前記光半透過膜は、遷移金属、ケイ素及び窒素を主成分とする不完全窒化物膜からなり、

前記光半透過膜の遷移金属とケイ素との間における遷移金属の含有比率が9%未満であることを特徴とする位相シフトマスクプランクである。

【0018】

本発明において、不完全窒化物とは、遷移金属元素又はケイ素元素の取り得る価数に応じた化学量論組成に対して、窒素含有量が少ない化合物である。即ち、M - N 結合及びSi - N 結合が少ない状態である。

30

本発明において、不完全窒化物は、完全窒化物に比べ、M - N 結合及びSi - N 結合が少ない状態にある化合物である、と言える。

例えば、窒素を含む雰囲気中でスパッタリングを行うことによって、透光性基板上に、遷移金属、ケイ素及び窒素を主成分とする光半透過膜を成膜する際に、窒素ガスの流量を増やしていくと、膜中の窒素含有量が増加していく（透過率が上昇していく）が、窒素ガスの流量増加量に対する透過率の上昇量は次第に小さくなっていく、窒素ガスの流量を増やしても、膜中の窒素含有量が増加しない（透過率が上昇しない）状態に至る。本発明においては、この状態を、完全窒化物と称す。また、この完全窒化物の状態に至る手前の状態、即ち、上述した、窒素ガスの流量を増やしても、膜中の窒素含有量が増加する余地のある状態（透過率が上昇する余地のある状態）、を不完全窒化物と称す。不完全窒化物は、上述した、窒素ガスの流量増加に対する透過率の上昇が次第に小さくなっていく状態に含まれる。不完全窒化物は、上述した、窒素ガスの流量増加に対する透過率の上昇が次第に小さくなっていく状態よりも手前の状態は含まない。

40

【0019】

例えば、遷移金属がモリブデンの場合の窒素ガス流量に対する結合状態は、次のとおりである。

すなわち、窒素流量がゼロ（0 sccm）の場合（MoSi膜の場合）には、図5に示すように、膜中の主たる結合状態は、Si - Si 結合、Mo - Si 結合となる。Si - Si 結合が多く含まれているので、Siの酸化による耐光性への影響が生じると考えられる。

50

窒素流量が 35 sccm 未満 (Ar と N₂ の合計量に対する N₂ 比率 [N₂ / (Ar + N₂)] が 77 % 未満) で窒化が少ない場合には、膜中の主たる結合状態は、Si - Si 結合、Si - N 結合、Mo - Si 結合となる (図 5、及び後述する図 6 参照)。Si - Si 結合が多く含まれているので、Si の酸化による耐光性への影響が生じると考えられる。

窒素流量が 35 sccm 以上 50 sccm 以下 ([N₂ / (Ar + N₂)] が 77 % 以上 83 % 以下) の場合には、図 6 に示すように、膜中の主たる結合状態は、Si - N 結合、Mo - Si 結合となる。Si - Si 結合及び Mo - N 結合がほとんどないため、Si 及び Mo が酸化されにくい。詳しくは、図 6 の左側の図に示すように、Mo - N 結合よりも Mo - Si 結合が相対的に多く含まれているので (1.50min、21.00min 参照)、Mo - Si 結合よりも Mo - N 結合が相対的に多く含まれている場合に比べ、Mo - N 結合が相対的に少ないため、Mo の酸化による影響 (即ち耐光性の低下) が小さいと考えられる。

より詳しくは、図 6 において、束縛エネルギー 227.5 eV 付近のピークが束縛エネルギー 228 eV 付近のピークよりも相対的に高くなっている。ここで、「相対的に高い」とは、膜厚方向に複数ポイント (例えば、5 点) 測定したときに総合的にみてピークが高いものを含む。

窒素流量が 50 sccm ([N₂ / (Ar + N₂)] が 83 %) より多い完全窒化膜の場合には、図 7 に示すように、膜中の主たる結合状態は、Si - N 結合、Mo - N 結合となる。Mo - N 結合が含まれているので、Mo が酸化されてしまう。詳しくは、図 7 の左側の図に示すように、Mo - Si 結合よりも Mo - N 結合が相対的に多く含まれているので (9.00min、33.00min 参照)、Mo - N 結合よりも Mo - Si 結合が相対的に多く含まれている場合に比べ、Mo - N 結合が相対的に多く含まれているため、Mo の酸化による影響 (即ち耐光性の低下) が大きいと考えられる。

より詳しくは、図 7 において、束縛エネルギー 227.5 eV 付近のピークが束縛エネルギー 228 eV 付近のピークよりも相対的に低くなっている。ここで、「相対的に低い」とは、膜厚方向に複数ポイント (例えば、6 点) 測定したときに総合的にみてピークが高いものを含む。

【0020】

本発明において、前記光半透過膜の遷移金属 M とケイ素 Si との間における遷移金属 M の含有比率 [M / (M + Si)] が 9 % 未満であると、上述した作用効果が得られる。これに対し、遷移金属 M の含有比率 [M / (M + Si)] が多くなると、上述した作用効果 (特に図 6 と図 7 に示す関係) がみられなくなる場合がある。

本発明において、前記光半透過膜の遷移金属 M とケイ素 Si との間における遷移金属 M の含有比率 [M / (M + Si)] は、膜中の Mo 含有量をより少なくし、Mo - N 結合をより少なくする観点 (耐光性をより向上させる観点) から、7 % 未満、5 % 未満であることがより好ましい。

本発明においては、パルス周波数 300 Hz、パルスエネルギー 16 mJ / cm² / pulse の ArF エキシマレーザー (波長 193 nm) を積算照射量 30 kJ / cm² となるように連続照射した場合の膜厚変化量を 4 nm 以下とすることができる。

半導体デバイスの設計仕様でいう DRAM ハーフピッチ (hp) 32 nm 世代ではウエハ上で CD バラツキを 2.6 nm 以下とする必要があり、このためには、hp 32 nm 世代で使用する位相シフトマスクに求められる CD バラツキは 5 nm 以下に抑えることが好ましいが、本発明によれば、位相シフトマスクを作製したときに、薄膜パターンの CD バラツキを 5 nm 以下とすることができます。

本発明においては、前記光半透過膜は、透過率制御のため、20 原子 % 以下の酸素を入れることが可能である。

本発明において、遷移金属 M としては、モリブデン、タンタル、タングステン、チタン、クロム、ハフニウム、ニッケル、バナジウム、ジルコニウム、ルテニウム、ロジウム等が適用可能である。

【0021】

10

20

30

40

50

本発明においては、前記光半透過膜の遷移金属とケイ素との間における遷移金属の含有比率が2%以上であることが好ましい（構成2）。

このような構成により、欠陥検査機の検査光の波長（例えば、257nm）に対する透過率を60%以下とすることが可能となる。また、光半透過膜の薄膜化が可能となる。

本発明において、前記光半透過膜の遷移金属Mとケイ素Siとの間における遷移金属Mの含有比率[M/(M+Si)]は、より好ましくは3%以上である。

【0022】

本発明において、前記光半透過膜の前記露光光の波長に対する透過率が4%以上9%未満であることが好ましい（構成5）。

前記透過率が9%より大きいと、不完全窒化の状態が得られ難くなり、上述した作用効果が得られ難くなる。詳しくは、前記透過率が9%より大きいと、窒素ガス流量をゼロ付近に小さくしても完全窒化の状態になってしま（したがって不完全窒化の状態が得られない）。前記透過率のより好ましい範囲は8%以下である。前記透過率が4%より低いと膜厚が厚くなる。

ここでの透過率は、アニール等を行わない成膜後のものをいう。したがって、応力低減等でアニールする場合には、アニールによる透過率変動を見越して成膜することが必要である。

【0023】

本発明において、不完全窒化膜は、Mo-N結合及びMo-Si結合を含み、Mo-Si結合がMo-N結合よりも相対的に多く含むことが好ましい（構成3）。

図6に示すように、膜中の結合状態において、Mo-Si結合がMo-N結合よりも相対的に多いため、Si及びMoが酸化されにくく、耐光性が高くなるので好ましいためである。

本発明において、前記不完全窒化膜は、Si-N結合及びMo-Si結合を主として含むことが好ましい（構成4）。

図6に示すように、膜中の主たる結合状態がSi-N結合、Mo-Si結合となる場合においては、Si-Si結合及びMo-N結合がほとんどないため、Si及びMoが酸化されにくく、耐光性が高くなるので好ましいためである。

なお、上記膜中の主たる結合状態は、アニール等で酸化層等が形成される表層部分は除く部分に関するものである。

【0024】

本発明において、前記光半透過膜の窒素の含有量は、40原子%以上47原子%以下であることが好ましい（構成6）。

膜中のMo含有量や透過率等との関係で一概に言えないが、前記光半透過膜の窒素の含有量が47原子%を超えると、不完全窒化の状態が得られ難くなる。前記光半透過膜の窒素の含有量が40原子%より少ないとSi-Si結合が多くなり耐光性が悪くなる傾向にある。

本発明において、完全窒化物の光半透過膜における窒素含有量に対して、2%以上20%以下窒素の含有量が少ないことが好ましい。光半透過膜の窒素の含有量が完全窒化物の光半透過膜における窒素含有量に対して2%未満の場合には、不完全窒化の状態が得られ難くなる。また、完全窒化物の光半透過膜における窒素含有量に対して、20%を超えて少ないと、Si-Si結合が多くなり耐光性が悪くなる傾向にある。

【0025】

本発明において、前記遷移金属は、モリブデンであることが好ましい（構成7）。

前記遷移金属がモリブデンである場合に、本願課題が特に顕著になるからである。

【0026】

本発明において、前記光半透過膜の膜厚は、75nm以下であることが好ましい（構成8）。

前記光半透過膜の膜厚は、70nm以下であることがさらに好ましい。

【0027】

10

20

30

40

50

本発明において、構成 9 から構成 15 に記載の位相シフトマスクは、上記構成 1 から構成 8 に記載の位相シフトマスクプランクに対応するものであり、上記構成 1 から構成 8 で説明した事項が同様に適用されるため、説明を省略する。

【0028】

本発明は、構成 16 にあるように、ArF エキシマレーザー露光光が適用される位相シフトマスクを作製するために用いられる位相シフトマスクプランクの製造方法であって、

窒素ガスを含む雰囲気中でスパッタリングを行うことによって、透光性基板上に、遷移金属、ケイ素及び窒素を主成分とする光半透過膜を成膜する工程を備え、

前記雰囲気中の窒素ガスの流量は、前記遷移金属及びケイ素を完全に窒化する流量よりも少ない流量であることを特徴とする。

このような構成によれば、不完全窒化の状態にある遷移金属、ケイ素及び窒素を主成分とする光半透過膜を成膜可能となる。

本発明において、前記雰囲気中の窒素ガスの流量は、前記遷移金属及びケイ素を完全に窒化する流量に対して、70%を超える 95%未満の流量であることが好ましい（構成 17）。

このような構成によれば、安定的に確実に再現性よく不完全窒化の状態にある遷移金属、ケイ素及び窒素を主成分とする光半透過膜を成膜できる。それにより、後述する条件における ArF エキシマレーザー照射前後の膜厚変化量 d が 4 nm 以下であって、完全窒化の状態にある光半透過膜に比べ、耐光性に優れた光半透過膜を成膜できる。

【0029】

本発明において、前記光半透過膜を形成する方法としては、例えばスパッタ成膜法が好ましく挙げられるが、本発明はスパッタ成膜法に限定されるわけではない。

スパッタ装置として DC マグнетロンスパッタ装置が好ましく挙げられるが、本発明はこの成膜装置に限定されるわけではない。RF マグネットロンスパッタ装置等、他の方式のスパッタ装置を使用してもよい。

【0030】

本発明において、透光性基板は、使用する露光波長に対して透明性を有するものであれば特に制限されない。本発明では、石英基板、その他各種のガラス基板（例えば、ソーダライムガラス、アルミニノシリケートガラス等）を用いることができるが、この中でも石英基板は、ArF エキシマレーザーの波長領域で透明性が高いので、本発明には特に好適である。

【0031】

本発明において、位相シフトマスクには、ハーフトーン型位相シフトマスクが含まれる。

本発明において、位相シフトマスクプランクには、ハーフトーン型位相シフトマスク用のマスクプランクが含まれる。

【0032】

本発明においては、前記光半透過膜及びそのパターンの他に、他の薄膜及びそのパターンを形成できる。

例えば、前記光半透過膜の上又は下に遮光膜を有する形態の場合には、前記光半透過膜の材料が遷移金属シリサイドを含むので、遮光膜の材料は、前記光半透過膜に対してエッティング選択性を有する（エッティング耐性を有する）クロムや、クロムに酸素、窒素、炭素などの元素を添加したクロム化合物で構成することができる。これにより、光半透過膜パターンの上又は下に遮光膜パターンを形成できる。

本発明において、クロムを含有する材料としては、クロム単体 (Cr) の他、クロム (Cr) に窒素 (N)、酸素 (O)、炭素 (C)、水素 (H)、ヘリウム (He) などの元素を一以上含有する材料が含まれる。例えば、Cr、CrN、CrO、CrNO、CrN_C、CrCON などや、これらに加え水素 (H)、ヘリウム (He) をそれぞれ含有する材料が含まれる。

【発明の効果】

10

20

30

40

50

【0033】

本発明によれば、遷移金属（M）が9%未満の不完全窒化物膜とすることによって、遷移金属（M）が9原子%未満の完全窒化物膜の場合等に比べ、M-N結合を相対的に低減することができ、これによって、遷移金属が酸化して光半透過膜の表層に析出するのを抑制することが可能となり、具体的には、驚くべきことに、変質層の形成に基づく膜厚変化をゼロに抑えることが可能となり、耐光性を顕著に改善できる。

【図面の簡単な説明】

【0034】

【図1】実施例1、比較例1、比較例2で作製した光半透過膜について、N₂ガス流量（sccm）とArFエキシマレーザー照射前後の膜厚変化量d（nm）との関係を調べた結果を示す図である。

10

【図2】比較例1で作製した光半透過膜について、XPS（X線光電子分光分析：X-ray Photoelectron Spectroscopy）によって深さ方向の分析をした結果を示すデプスプロファイルである。

【図3】実施例1で作製した光半透過膜について、XPSによって深さ方向の分析をした結果を示すデプスプロファイルである。

【図4】比較例2で作製した光半透過膜について、XPSによって深さ方向の分析をした結果を示すデプスプロファイルである。

【図5】比較例1で作製した光半透過膜について、XPSによって各深さのスペクトルを求めた結果を示すモンタージュスペクトル（モンタージュプロット）である。

20

【図6】実施例1で作製した光半透過膜について、XPSによって各深さのスペクトルを求めた結果を示すモンタージュスペクトル（モンタージュプロット）である。

【図7】比較例2で作製した光半透過膜について、XPSによって各深さのスペクトルを求めた結果を示すモンタージュスペクトル（モンタージュプロット）である。

【図8】実施例にかかる位相シフトマスクブランクの断面図である。

【図9】実施例にかかる位相シフトマスクブランクを用いて位相シフトマスクを製造する工程を示す断面図である。

【実施例】

【0035】

以下、実施例に基づき、本発明をさらに具体的に説明する。

30

(実施例1)

図8に示すように、透光性基板1としてサイズ6インチ角、厚さ0.25インチの合成石英ガラス基板を用い、透光性基板1上に、窒化されたモリブデン及びシリコンからなる光半透過膜2を成膜した。

具体的には、モリブデン（Mo）とシリコン（Si）との混合ターゲット（Mo:Si = 4 mol%:96 mol%）を用い、アルゴン（Ar）と窒素（N₂）とヘリウム（He）との混合ガス雰囲気（ガス流量 Ar:10.5 sccm、N₂:4.8 sccm、He:100 sccm）、ガス圧0.3 Pa、DC電源の電力を3.0 kWとして、反応性スパッタリング（DCスパッタリング）により、モリブデン、シリコン及び窒素からなるMoSiN膜を67 nmの膜厚で形成した。

40

このMoSiN膜は、ArFエキシマレーザーの波長（193 nm）において、透過率は6.2%、位相差が180.0度となっていた。

以上のようにして、本実施例の位相シフトマスクブランク10を作製した。

このMoSiN膜について、XPS（X線光電子分光法）分析した結果を図3に示す。図3から、このMoSiN膜の組成は、Mo:1.8原子%，Si:53.1原子%，N:45.1原子%であった。

次に、実施例1で作製した光半透過膜（MoSiN膜）について、ArFエキシマレーザー照射耐性を調べた。具体的には、実施例1で作製した光半透過膜について、パルス周波数300 Hz、パルスエネルギー16 mJ/cm²/pulseのArFエキシマレーザー（波長193 nm）を積算照射量30 kJ/cm²となるように連続照射した。ここ

50

で、照射量 30 kJ/cm^2 というのは、転写用マスクを用いて、ウェハ 112, 500 枚のレジスト膜に対して、転写パターンを露光転写したときに受ける照射量に相当する。そして、ArF 照射前後における膜厚変化量 d (nm) を測定により求めたところ、驚くべきことに、膜厚変化量 d は 0 nm であり、極めて高い ArF 照射耐性が得られることがわかった。

また、ArF 照射後における光半透過膜 (MoSiN 膜) は、ArF エキシマレーザーの波長 (193 nm) において、透過率は 6.7%、位相差が 174.9 度となっており、ArF 照射前後で変化は小さかった。

【0036】

(比較例 1)

実施例 1において、窒素 (N_2) の流量を 0 sccm とし、膜厚を 54 nm としたこと、を除き実施例 1 と同様とした。

具体的には、モリブデン (Mo) とシリコン (Si) との混合ターゲット (Mo : Si = 4 mol % : 96 mol %) を用い、アルゴン (Ar) とヘリウム (He) との混合ガス雰囲気 (ガス流量 Ar : 10.5 sccm, He : 100 sccm)、ガス圧 0.3 Pa、DC 電源の電力を 3.0 kW として、スパッタリング (DC スパッタリング) により、モリブデン及びシリコンからなる MoSi 膜を 54 nm の膜厚で透光性基板上に形成した。

この MoSi 膜は、ArF エキシマレーザーの波長 (193 nm) において、透過率は 0%、位相差は透過率が小さく測定不可能であった。

この MoSi 膜について、XPS 分析した結果を図 2 に示す。図 2 から、この MoSi 膜の組成は、Mo : 6.4 原子%, Si : 93.6 原子% であった。

次に、比較例 1 で作製した光半透過膜 (MoSi 膜) について、実施例 1 と同様にして ArF 照射耐性を調べた。その結果、ArF 照射前後における膜厚変化量 d は、11.3 nm であり、合格ラインの 4 nm をはるかに超えていた。

【0037】

(比較例 2)

実施例 1において、窒素 (N_2) の流量を 55 sccm としたこと、を除き実施例 1 と同様とした。

具体的には、モリブデン (Mo) とシリコン (Si) との混合ターゲット (Mo : Si = 4 mol % : 96 mol %) を用い、アルゴン (Ar) と窒素 (N_2) とヘリウム (He) との混合ガス雰囲気 (ガス流量 Ar : 10.5 sccm, N_2 : 55 sccm, He : 100 sccm)、ガス圧 0.3 Pa、DC 電源の電力を 3.0 kW として、反応性スパッタリング (DC スパッタリング) により、モリブデン、シリコン及び窒素からなる MoSiN 膜を 67 nm の膜厚で透光性基板上に形成した。

この MoSiN 膜は、ArF エキシマレーザーの波長 (193 nm) において、透過率は 9.6%、位相差が 178.2 度となっていた。

この MoSiN 膜について、XPS 分析した結果を図 4 に示す。図 4 から、この MoSiN 膜の組成は、Mo : 1.3 原子%, Si : 50.2 原子%, N : 48.5 原子% であった。

次に、比較例 2 で作製した光半透過膜について、実施例 1 と同様にして ArF 照射耐性を調べた。その結果、ArF 照射前後における膜厚変化量 d は、4.7 nm であり、合格ラインの 4 nm を超えていた。

また、ArF 照射後における光半透過膜 (MoSiN 膜) は、ArF エキシマレーザーの波長 (193 nm) において、透過率は 11.0%、位相差が 169.4 度となっており、ArF 照射前後で変化がかなりあった。

【0038】

実施例 1 と比較例 2 を対比すると、MoSiN 膜の組成は近似しており、差異は小さい。しかし、驚くべきことに、ArF 照射前後における膜厚変化量 d や ArF 照射前後ににおける透過率、位相差の変化量は、大きく相違する。これは、MoSiN 膜が、完全窒化

10

20

40

50

膜であるか、不完全窒化膜であるかの違いによるものと考えられる。

また、詳しくは、以下のように考えられる。

実施例 1 及び比較例 2 では、基本的に、共に、Si と N の含有量が近似しており、したがって、膜中の主たる結合状態は、Si - N 結合の占める割合が高いものと考えられる。

また、実施例 1 と比較例 2 を対比すると、実施例 1 及び比較例 2 では、基本的に、共に、Mo の含有量が小さく、したがって、Mo - Si 結合、Mo - N 結合の含有量も小さい。

以上の基本的な状態の下で、図 7 に示す完全窒化膜の状態から図 6 に示す不完全窒化膜の状態になると、図 7 の左側の図に示すように、Mo - Si 結合よりも Mo - N 結合が相対的に多く含まれている (9.00min、33.00min 参照) 状態から、図 6 の左側の図に示すように、Mo - N 結合よりも Mo - Si 結合が相対的に多く含まれている (1.50min、21.00min 参照) 状態へと変化する。これらのことと、上述したように基本的に Mo の含有量が小さいこと、が相まって、ArF 照射耐性に大きな違いが生ずるのではないかと考えられる。例えば、図 7 の左側の図に示す Mo - Si 結合よりも Mo - N 結合が相対的に多く含まれている場合に比べ、図 6 の左側の図では、Mo - Si 結合が相対的に多く Mo - N 結合が相対的に少ないため、MoN の酸化による影響 (即ち耐光性の低下) が小さくなるのではないかと考えられる。

また、上述した基本的な状態の下で、図 4 に示す完全窒化膜の状態から図 3 に示す不完全窒化膜の状態になると、膜中の窒素の含有量が約 3 原子 % 減り、膜中の Si の含有量が約 3 原子 % 増える。これに伴い、膜中の Si の含有量に対する膜中の窒素の含有量の割合 (膜中の窒素の含有量 / 膜中の Si の含有量) は、約 97 % から約 85 % へと低下する。これらのことや、これらのことと起因して例えば結合の状態 (例えば結合の強さ) や膜質などに違いが生じること、によって ArF 照射耐性に大きな違いが生ずるのではないかと考えられる。

【0039】

図 1 は、実施例 1、比較例 1、比較例 2 で作製した光半透過膜について、N₂ガス流量 (sccm) と ArF 照射前後の膜厚変化量 d (nm) との関係を調べた結果を示す図である。

図 1 から、窒素を含む雰囲気中でスパッタリングを行う際に、雰囲気中の窒素の流量は、遷移金属及びケイ素を完全に窒化する流量よりも少ない流量とすることによって、不完全窒化膜を得ることができ、この結果、ArF 照射前後における膜厚変化量 d は 0 nm であり、完全窒化膜の場合に比べ、極めて高い ArF 照射耐性が得られることがわかる。

【0040】

(実施例 2)

実施例 1 において、モリブデンとシリコンのターゲット比率及びガス流量を変え、膜厚を 67 nm とした。

具体的には、モリブデン (Mo) とシリコン (Si) との混合ターゲット (Mo : Si = 6 mol % : 94 mol %) を用い、アルゴン (Ar) と窒素 (N₂) とヘリウム (He) との混合ガス雰囲気 (ガス流量 Ar : 12.5 sccm、N₂ : 50 sccm、He : 100 sccm)、ガス圧 0.3 Pa、DC 電源の電力を 3.0 kW として、反応性スパッタリング (DC スパッタリング) により、モリブデン、シリコン及び窒素からなる MoSiN 膜を 67 nm の膜厚で形成した。

この MoSiN 膜は、ArF エキシマレーザーの波長 (193 nm) において、透過率は 4.8 %、位相差が 173.9 度となっていた。

次に、上記基板を大気中で 500 °C で 30 分間加熱処理 (アニール処理) した。この MoSiN 膜は、ArF エキシマレーザーの波長 (193 nm) において、透過率は 6.1 %、位相差が 177.3 度となっていた。

実施例 2 で作製した光半透過膜 (MoSiN 膜) について、実施例 1 と同様にして ArF 照射耐性を調べた。その結果、ArF 照射前後における膜厚変化量 d は、2 nm であり、極めて高い ArF 照射耐性が得られることがわかった。

10

20

30

40

50

また、ArF照射後における光半透過膜(MoSiN膜)は、ArFエキシマレーザーの波長(193nm)において、透過率は6.8%、位相差が172.1度となっており、ArF照射前後で変化は小さかった。

【0041】

(比較例3)

実施例1において、モリブデンとシリコンのターゲット比率及びガス流量を変え、膜厚を69nmとした。

具体的には、モリブデン(Mo)とシリコン(Si)との混合ターゲット(Mo:Si=10mol%:90mol%)を用い、アルゴン(Ar)と窒素(N₂)とヘリウム(He)との混合ガス雰囲気(ガス流量Ar:8sccm、N₂:72sccm、He:100sccm)、ガス圧0.3Pa、DC電源の電力を3.0kWとして、反応性スパッタリング(DCスパッタリング)により、モリブデン、シリコン及び窒素からなるMoSiN膜を69nmの膜厚で形成した。

このMoSiN膜は、ArFエキシマレーザーの波長(193nm)において、透過率は4.9%、位相差が177.6度となっていた。

次に、上記基板を大気中で280℃で10分間加熱処理(アニール処理)した。このMoSiN膜は、ArFエキシマレーザーの波長(193nm)において、透過率は6.1%、位相差が179.2度となっていた。

比較例3で作製した光半透過膜(MoSiN膜)について、実施例1と同様にしてArF照射耐性を調べた。その結果、ArF照射前後における膜厚変化量dは、10nmであり、合格ラインの4nmをはるかに超えていた。

また、ArF照射後における光半透過膜(MoSiN膜)は、ArFエキシマレーザーの波長(193nm)において、透過率は7.0%、位相差が170.4度となっており、ArF照射前後で変化がかなりあった。

【0042】

(実施例3)

上記実施例1と同様の位相シフトマスクブランクを用いてハーフトーン型位相シフトマスクを作製した。図9は、位相シフトマスクブランクを用いて位相シフトマスクを製造する工程を示す断面図である。まず、マスクブランク10上に、レジスト膜3として、電子線描画用化学增幅型ポジレジスト膜(富士フィルムエレクトロニクスマテリアルズ社製PR L 009)を形成した(同図(a)参照)。レジスト膜3の形成は、スピナー(回転塗布装置)を用いて、回転塗布した。

【0043】

次に上記マスクブランク10上に形成されたレジスト膜3に対し、電子線描画装置を用いて所望のパターン描画を行った後、所定の現像液で現像してレジストパターン3aを形成した(同図(b)、(c)参照)。

次に、上記レジストパターン3aをマスクとして、光半透過膜2(MoSiN膜)のエッチングを行って光半透過膜パターン2aを形成した(同図(d)参照)。ドライエッチングガスとして、SF₆とHeの混合ガスを用いた。

次に、残存するレジストパターンを剥離して、位相シフトマスク20を得た(同図(e)参照)。なお、光半透過膜の組成、透過率、位相差はマスクブランク製造時と殆ど変化はなかった。

実施例1と同様に、作製された位相シフトマスクの光半透過膜(MoSiN膜)パターンについて、ArFエキシマレーザー照射耐性を調べたところ、膜厚変化量dは0nmであり、極めて高いArFエキシマレーザー照射耐性が得られることがわかった。

また、ArF照射後における光半透過膜(MoSiN膜)は、ArFエキシマレーザーの波長(193nm)において、実施例1と同様に、透過率及び位相差は、ArF照射前後で変化は小さかった。

【0044】

(実施例4)

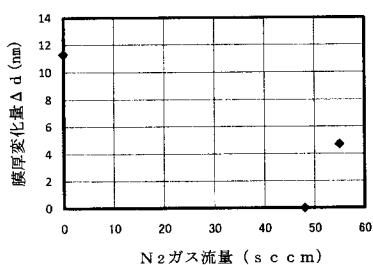
実施例 1 と同様の手順で作製された光半透過膜上に、Cr 系遮光膜を成膜し、該 Cr 系遮光膜及び光半透過膜を各々パターニングすることにより、遮光帯を有するハーフトーン型位相シフトマスクを作製した。このハーフトーン型位相シフトマスクに対し、ArF エキシマレーザー（波長 193 nm）の照射を実施例 1 と同じ条件で行った。この準備したハーフトーン型位相シフトマスクを用いて、転写対象物である半導体ウェハ上のレジスト膜に対して、転写パターンを露光転写する工程を行った。露光装置には、ArF エキシマレーザーを光源とする輪帯照明（Annular Illumination）が用いられた液浸方式のものが用いられた。具体的には、露光装置のマスクステージに、ハーフトーン型位相シフトマスクをセットし、半導体ウェハ上の ArF 液浸露光用のレジスト膜に対して、露光転写を行った。露光後のレジスト膜に対して、所定の現像処理を行い、レジストパターンを形成した。10

さらに、レジストパターンを用いて、半導体ウェハ上に、DRAM ハーフピッチ（hp）32 nm のライン & スペース（L & S）パターンを含む回路パターンを形成した。

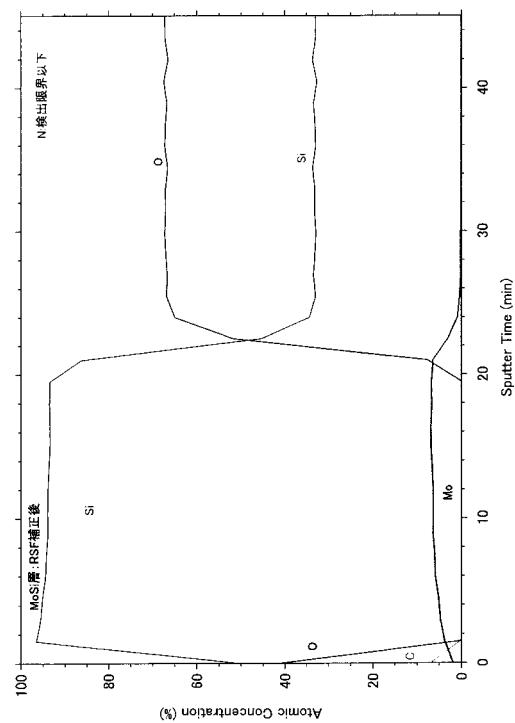
【0045】

得られた半導体ウェハ上の回路パターンを電子顕微鏡（TEM）で確認したところ、DRAM ハーフピッチ（hp）32 nm の L & S パターンの仕様を十分に満たしていた。すなわち、このハーフトーン型位相シフトマスクは、半導体ウェハ上にDRAM ハーフピッチ（hp）32 nm の L & S パターンを含む回路パターンを転写することが十分に可能であることが確認できた。

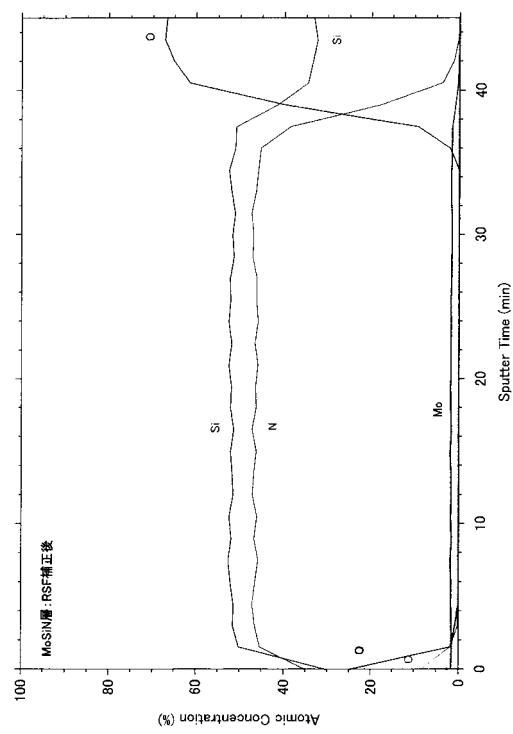
【図 1】



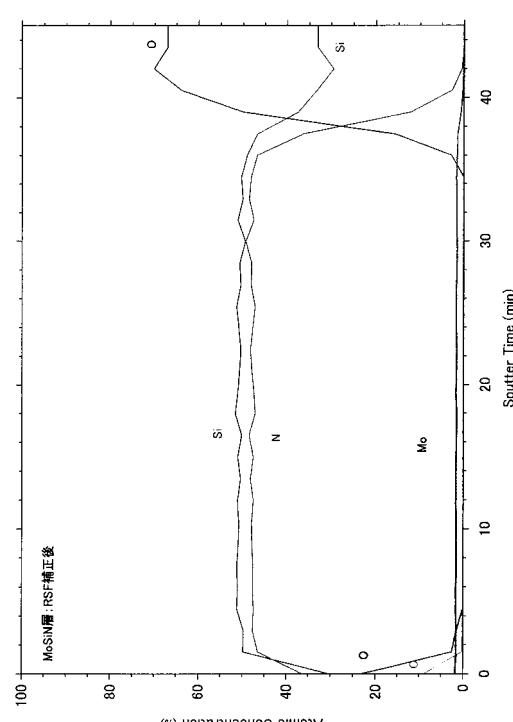
【図 2】



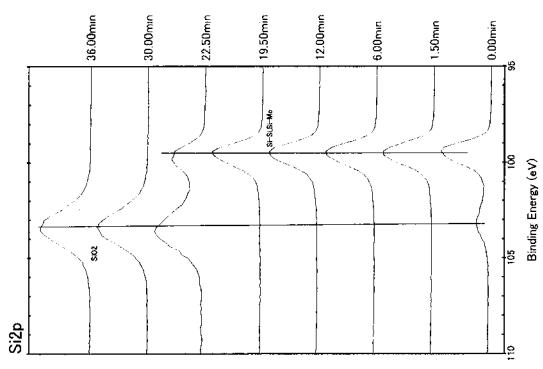
【図3】



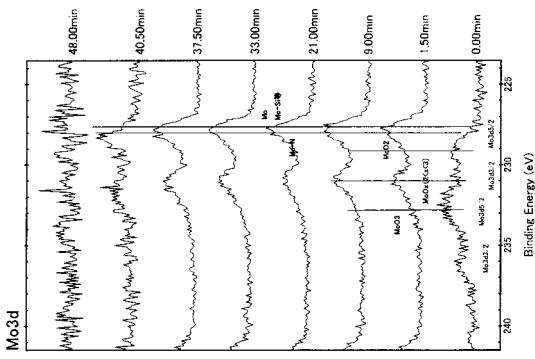
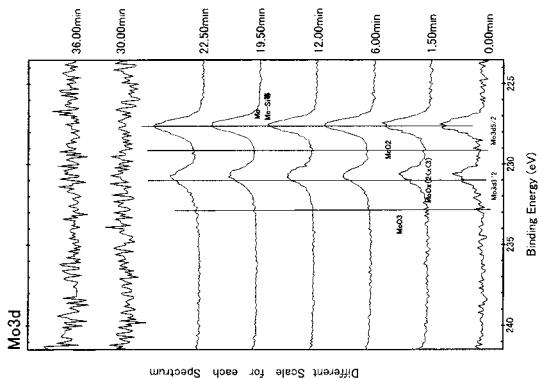
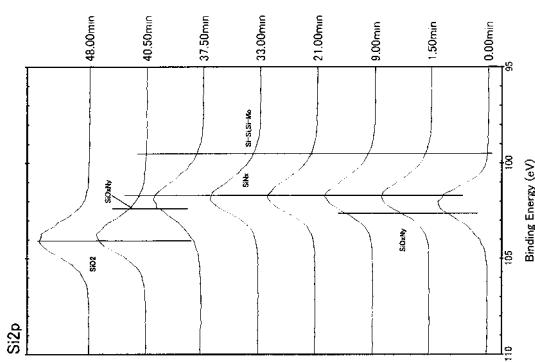
【図4】



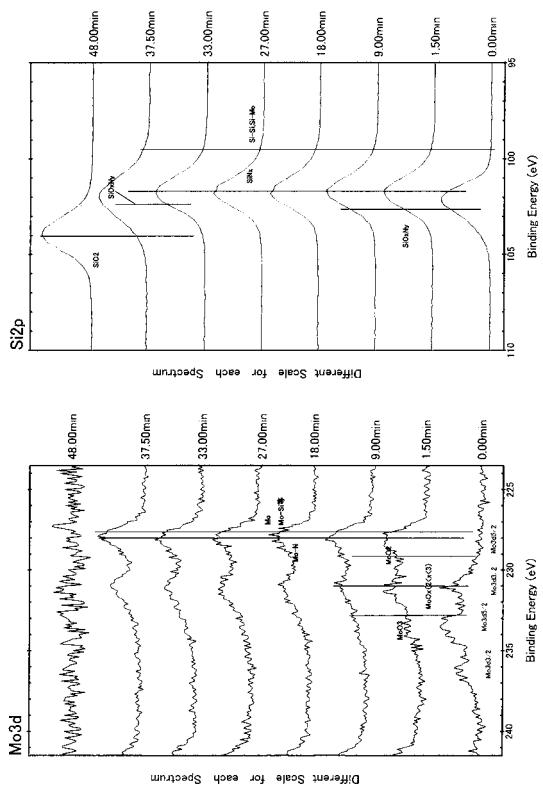
【図5】



【図6】



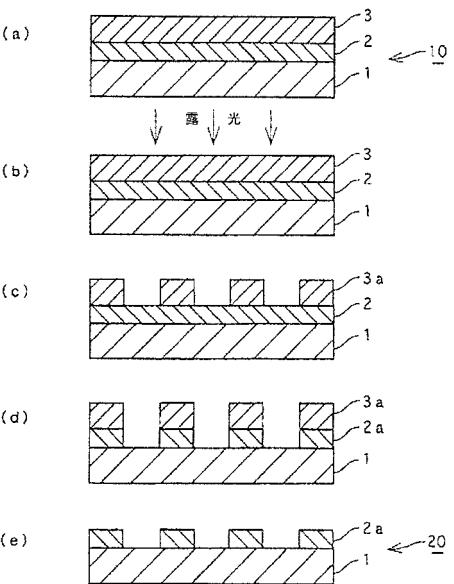
【図7】



【図8】



【図9】



フロントページの続き

審査官 赤尾 隼人

(56)参考文献 特開2002-162726(JP,A)

特開平10-148929(JP,A)

特開平11-184067(JP,A)

特開平10-048808(JP,A)

特開2008-116570(JP,A)

特開平10-069064(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 03 F 1 / 00 - 1 / 86